

## 税理士試験の学位による科目免除の規定定まる

### - 改正税理士法の政・省が公布に

改正税理士法の政・省令が10月17日、官報に掲載されました。試験科目の一部免除制度のうち、学位による科目免除についての関係条文は、次のとおりです。

#### 税理士法（平成13年5月25日成立）

（試験目的及び試験科目）

**第6条** 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に定める科目について行う。

一 次に掲げる科目（イからホまでに掲げる科目にあっては、国税通則法その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という）のうち受験者の選択する3科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか1科目は、必ず選択しなければならないものとする。

イ 所得税法

ロ 法人税法

ハ 相続税法

ニ 消費税法又は酒税法のいずれか1科目

ホ 国税徴収法

へ 地方税法のうち道府県民税（都民税を含む）及び市町村民税（特別区民税を含む）に関する部分又は地方税法のうち事業税に関する部分のいずれか1科目。

ト 地方税法のうち固定資産税に関する部分

二 会計学のうち簿記論及び財務諸表論の2科目（以下「会計学に属する科目」という。）

（試験科目の一部の免除等）

**第7条** 税理士試験において試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第1項第号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第68条の2に規定する学位をいう。次項及び次条第1項において同じ。）を授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか1科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうち当該1科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

- 3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第1項第2号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位を授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか1科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該1科目以外の会計学に属する科目について、第1項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。
- 4 税理士試験の試験科目であつた科目のうち試験科目でなくなつたものについて第1項に規定する成績を得た者については、当該科目は、前条第1号に掲げられている試験科目とみなす。
- 5 第2項及び第3項に規定する国税審議会の認定の手続については財務省令で定める

**第8条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

- 一 大学等（学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第68条の2第3項第2号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ）において税法に属する科目等の教授、助教授又は講師の職にあつた期間が通算して3年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する科目
- 二 大学等において会計学に属する科目等の教授、助教授又は講師の職にあつた期間が通算して3年以上になる者及び会計学に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、会計学に属する科目
- 三 会計士補（会計士補となる資格を有する者を含む）については、会計学に属する科目
- 四～九（略：国税・地方税職員の税法に属する科目の免除）
- 十（略：国税・地方税職員の会計学に属する科目の免除）
- 2（略）

（受験手数料等）

**第9条** 税理士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

- 2 第7条第2項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の認定手数料を納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により納付した受験手数料は、税理士試験を受けなかつた場合においても還付しない。

（合格の取消し等）

**第10条** 国税審議会は、不正の手段によつて税理士試験を受け、又は受けようとした者

に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

- 2 国税審議会は、第7条第2項若しくは第3項の規定による認定又は第8条第1項各号の規定による免除を決定した後、当該認定又は免除を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けた者であることが判明したときは、その認定又は免除を取り消すことができる。
- 3 国税審議会は、第1項の規定による処分を受けた者に対し、情状により3年以内の期間を定めて税理士試験を受けることができないものとすることができる。

#### 附則

- 1 この法律は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 改正後の税理士法(以下「新法」という。)第7条第2項及び第3項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する修士の学位を取得するために学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第1項に規定する大学院の課程(同条第3項第2号に規定する大学院に相当する教育を行う課程を含む。以下同じ。)に進学する者について適用する。
- 5 新法第8条第1項第1号及び第2号の規定(これらの号に規定する博士の学位を授与された者に係る部分に限る。)は、施行日以後にこれらの規定に規定する博士の学位を取得するために大学院の課程に進学する者について適用し、施行日前に学位を取得するために大学院の課程に進学した者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧法第8条第1項第1号及び第2号の規定に規定する教授、助教授又は講師のいずれかの職に就いた者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。

### 改正税理士法施行令(平成13年10月17日政令第330号)

(試験科目の一部の免除の基準)

**第6条** 法第7条第1項から第3項まで及び第11条第2項に規定する政令で定める基準は、満点の60パーセントとする。

(受験手数料等)

**第6条の2** 法第9条第1項に規定する政令で定める額は、受験科目の数が一である場合にあっては3,500円、受験科目の数が二以上である場合にあっては3,500円と1,000円に一を超える受験科目の数を乗じて得た額との合計額とする。

2 法第9条第2項に規定する政令で定める額は、8,800円とする。

### 改正税理士法施行規則(平成13年10月17日財務省令第58号)

(受験願書)

**第2条** 税理士試験を受けようとする者は、別紙第2号様式による税理士試験受験願書に次に掲げる書類を添付し、税理士試験受験願書の受付期間内に、当該試験を受けようとする場所を管轄する国税局長を経由して、これを国税審議会会長に提出しなければならない。

- 一 税理士試験受験申込書
- 二 受験票及び写真票
- 三 受験資格を有することを証する書面

2 法第7条の規定により試験科目のうち一部の科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目を前項第1号の税理士試験受験申込書に記載しなければならない。

3 前項に規定する者のうち法第7条第2項又は第3項に規定する国税審議会の認定を受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を添付した別紙第3号様式による研究認定申請書を第1項の税理士試験受験願書に添付しなければならない。

- 一 修士の学位を授与されたことを証する書面
- 二 成績証明書
- 三 修士の学位取得に係る修士論文の写し
- 四 別紙第四号様式による指導教授の証明書
- 五 前号までに掲げる書類のほか国税審議会が必要があると認めたもの

4 法第8条の規定により試験科目のうち一部の科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目を第1項第1号の税理士試験受験申込書に記載し、その資格を有することを証する書面を同項の税理士試験受験願書に添付しなければならない。

5 第1項の場合において、国税局長が税理士試験受験願書を受理したときは、当該願書は、同項の規定により国税審議会会長に提出されたものとみなす。

(法第7条第2項等の財務省令で定める科目)

**第2条の2** 法第7条第2項に規定する財務省令で定める科目は次に掲げる科目とする

- 一 租税(関税、とん税、特別とん税を除く。次号において同じ)に関する法律(法第6条第1号に規定する税法に属する科目を除く)。
- 二 外国との租税に関する協定を扱う科目
- 三 法第6条第1号に規定する税法に属する科目及び前2号に掲げる科目に類する科目

2 法第7条第3項に規定する財務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

- 一 原価計算論
- 二 会計監査論

三 法第6条第2号に規定する会計学に属する科目及び前2号に掲げる科目に類する科目

(認定基準の公告等)

**第2条の3** 国税審議会は、法第7条第2項及び第3項に規定する認定についての基準を、定めたときはその旨を官報をもつて公告しなければならないこれを解除したときも同様とする。

2 第2条第3項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者から同項の研究認定申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について当該認定をしたとき又は認定をしなかつたときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

3 第2条第4項に規定する試験の免除を申請しようとする者から同条第1項の税理士試験受験願書の提出があつた場合において、国税審議会が当該願書を提出した者について当該免除をすることを決定し、又は免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該願書を提出した者に通知しなければならない。

(試験免除の申請等)

**第3条** 法第7条又は第8条の規定により法第6条に定める試験科目の全部につき試験の免除を受けようとする者(次項に規定する者を除く)は、別紙第5号様式による税理士試験免除申請書に次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

一 住民票の写し

二 法第8条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面

2 法第7条第2項又は第3項に規定する国税審議会の認定を受けることにより前項に規定する試験科目の全部につき試験の免除を受けることができることとなる者で、当該認定及び当該免除を受けようとするものは、別紙第6号様式による研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に第2条第3項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

3 第1項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について試験科目の全部につき試験を免除することを決定し、又は免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

4 第2項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について法第7条第2項又は第3項に規定する認定をしたとき若しくは認定をしなかつたとき又は試験科目の全部につき試験を免除することを決定し、若しくは免除しないことを決定したときは、国税審議会会長は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しな

なければならない。

(受験手数料等)

**第4条** 法第9条第1項の手数料又は同条第2項の認定手数料は、それぞれ第2条第1項の税理士試験受験願書又は同条第3項の研究認定申請書若しくは前条第2項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に収入印紙をはって納付しなければならない。

(試験合格者等の公告)

**第7条** 国税審議会会長は、税理士試験に合格した者及び法第7条又は第8条の規定による税理士試験の免除科目が法第6条に定める試験科目の全部に及ぶ者の氏名を官報をもって公告しなければならない。

第3号様式(日本工業規格A列4)研究認定申請書

第4号様式(日本工業規格A列4)指導教授の証明書

第5号様式(日本工業規格A列4)税理士試験免除申請書

第6号様式(日本工業規格A列4)研究認定申請書兼税理士試験免除申請書